

会 議 名 称 足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会（平成26年度第3回）	整 理 番 号	1 3 6 7
	作 成 年 月 日	平成26年8月15日
	作 成 者 所 属 ・ 氏 名	子ども家庭課子ども施策推進担当 張谷
開 催 日 時 平成26年7月15日（火）午後3時～5時	配 付 先 子ども支援専門部会員	
開 催 場 所 区役所中央館8階 特別会議室		
議 題 「保育の必要性の認定に関する基準について」外6件	配付資料 次第 1部 資料1部	
出 席 者（敬称略）（計36名） （部会員）柴崎正行、青木信夫、鈴木圭子、橋本幸雄、有賀純三、井元浩平、石居 聡、三橋雄彦 （特別部会員）高梨珪子、金杉洋子、廣島清次、根本俊昭、小林タカ子、杉本 新、大野雅宏、掛川秀子、三浦昌恵、小田恵美子、中台恭子 （協議会条例第8条に基づく意見表明者） 市村智、古庄宏吉、川下勝利 （事務局）子ども家庭課長 鳥山高章 （関連部署）住区推進課長 倉本和世士、区民参画推進課長 浅香京子、福祉管理課長代理 元井亨、障害福祉センター所長 五十嵐隆、社会福祉協議会福祉事業部長 田口仁美、教育政策課長 荒井広幸、学務課長 望月義実、教育指導室長 浮津健史、子ども・子育て支援課長 荻原貞二、子ども・子育て施設課長 橋本太郎、青少年課長 寺島光大、こども支援センターげんき所長 西野知之、子ども支援担当課長 渡邊 勇		
議事内容（議事要点・決定事項・調査事項・問題点・特記事項・次回予定・その他）		
1 審議・調査事項		
1．保育の必要性の認定に関する基準について ＜子ども家庭課、子ども・子育て支援課、子ども・子育て施設課＞		
2 報告事項		
1．第2期あだち次世代育成支援行動計画及び子ども施策3ヵ年重点プロジェクトの実績報告について ＜子ども家庭課＞		
2．平成26年度の保育所入所待機児童の状況について ＜子ども・子育て支援課＞		
3．六町・保塚地域における民設民営認可保育所開設・運営事業者の決定について ＜子ども・子育て支援課、子ども・子育て施設課＞		
4．梅田地域における認可保育所開設・運営事業者の決定について ＜子ども・子育て支援課、子ども・子育て施設課＞		
5．UR花畑団地リニューアルに伴う私立認可保育園の新設及び区立花畑保育園の民営化について ＜子ども・子育て支援課、子ども・子育て施設課＞		
6．平成26年度の学童保育室待機児童の状況について ＜住区推進課＞		
次回の開催日：9月上旬予定		

平成 26 年度 第 3 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 26 年 7 月 15 日（火） 午後 3 時～
足立区役所 中央館 8 階 特別会議室

鳥山子ども家庭課長

定刻になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」にご出席をいただきまして、ありがとうございます。今回の部会では、地方版子ども・子育て会議が所掌する「子ども・子育て支援新制度」に関する案件と定例の報告案件を取り上げてまいります。宜しくお願いいたします。

では、資料の確認をさせていただきます。事前に送付いたしました資料を本日お持ちになっていただけたでしょうか。お持ちでない場合は職員がお配りいたしますが、よろしいでしょうか。

なお、私立幼稚園協会の古庄先生と私立保育園連合会の川下先生から事前にいただいております質問票と、その回答を席上に配付いたしております。後ほどご確認くださいようお願いいたします。

それでは、ただいまから子ども支援専門部会を開催いたします。

本日、子ども支援専門部会の委員におかれましては、27 名中、22 名のご出席をいただいております。定足数でございます。また、本日は傍聴の方がいらっしゃっております。「足立区地域保健推進協議会公開要綱」に準じて、会場の都合上 8 名までの傍聴席をご用意しております。なお録音、写真、ビデオ等は禁止しております。議事進行の妨害となることのないよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行を柴崎部会長宜しくお願いいたします。

柴崎部会長

皆さん、こんにちは。本日は 26 年度 3 回目の専門部会となります。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議事の進行ですが、始めに審議・調査事項の説明及びご意見の聴取を行い、次に、定例の報告案件に入ってまいります。

では、審議・調査事項(1)保育の必要性の認定に関する基準について、子ども・子育て支援課長より説明願います。

荻原子ども・子育て支援課長

それでは、資料 1 をご覧ください。また、併せて別紙資料 1 をご覧いただきたいと思います。別紙資料 1 のほうを中心に説明させていただきたいと思います。保育の必要性の認定に関する基準について、ということで、まず入所手続きについてご説明させていただきます。新制度施行に伴う入所手続きの主な変更点でございますが、施設・事業の利用を希望する場合は、区へ「保育の必要性の認定」を申請し、「認定証」の交付を受ける必要があります。「必要性の認定」と「入所申込み」は、同時に手続きが可能です。ただし、幼稚園等の利用希望の場合は、施設を通じて認定の申請を行います。従来は、施設・事業者に対して直接申込みをしていた保育ママ、小規模保育室などについても、認可保育所と同様に区への利用申込みが必要になります。下に図が書いてあります。現行制度でございますが、保育所・区立こども園(長時間)につきましては、区へ入所申込みをしまして審査・調査をして、入所選考会議を経た上で、入所の承諾・不承諾を実施しております。また、私立幼稚園、私立こども園(長時間)、私立こども園(短時間)、区立こども園(短時間)、保育ママ、小規模保育室につきましては、各施設へ入所申込みをして入所承諾・不承諾を決定しているところでございます。これが新制度になりますと、保育所・区立こども園(長時間)、私立こども園(長時間)、保育ママ、小規模保育室は、まず、保育の必要性の認定の申請をしていただきまして、保育の必要性の認定・認定証の交

付を経た上で、区へ入所の申込みをして、区のほうで利用調整をし、最終的に入所承諾・入所不承諾を実施いたします。ただし、この保育の必要性の認定の申請と、その後の区への保育施設の入所申込みにつきましては、同時に申請することが可ということになっております。

また、私立幼稚園、私立こども園(短時間)、区立こども園(短時間) につきましては、各施設へ入園申込みをしまして、入園の内定が決まり、その後に保育の必要性の認定の申請がありまして、保育の必要性の認定・認定証の交付、利用契約の締結というようなしくみで、2つのパターンに来年度も分かれる、ということになります。

続きまして、別紙資料の3ページをご覧くださいと思います。保育の必要性の認定でございます。教育・保育を希望する利用者からの申請に対して、利用するお子さんの年齢や保育の必要性の有無に応じて、1号から3号までの3つの区分に分類して、区が保育の必要性を認定いたします。また、2号、3号につきましては、保育の必要量に応じて、さらに2つに分類されます。そちらの表に書いてございますように1号につきましては、年齢は3歳から5歳、保育の必要性については、必要性はなし、保育の必要量については、教育標準時間ということで、利用できる施設は、幼稚園・認定こども園になっております。2号につきましては、3歳から5歳、保育の必要性ありの方、保育の必要量については、保育標準時間と保育短時間に分かれます。そして利用できる施設は、保育所・認定こども園ということになります。3号でございます。0歳から2歳の年齢で、保育の必要性ありの方、また、保育の必要量については、保育標準時間と保育短時間の2つがございます。そして利用できる施設は、保育所・認定こども園・地域型保育、このように分かれているところでございます。その下、保育の必要性の認定事由でございます。保育の必要性の有無を判断するにあたりまして、その認定事由を定めた内閣府令が、平成26年6月9日に公布されました。

これに基づきまして、作成された表が4ページでございます。こちらの太字のところが今回、区の基準案として変更するところでございます。まず、自宅内労働のところでございますけれども、現行は時間については、保育所・区立こども園については、特に定めがございませんし、家庭福祉員については、週4日、24時間以上、それから小規模保育室は、自宅内外労働ということで、時間の定めはございませんでしたが、今回から月48時間以上の自宅内外労働にする、という基準を設けたところでございます。この理由でございますけれども、資料1のほうをご覧くださいと思います。資料1の裏面のほうになります。月48時間とする理由というところでございます。国のほうでは1ヵ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市区町村が地域の就労実態等を考慮して定める就労時間というふうに規定しておりますので、これに基づきまして足立区といたしましては現在、就労の下限時間を設定しておらず、設定するにあたっては利用者への影響を最小限にしなければならないということを考えております。そのため、現在の設定条件に最も近い月48時間を保育短時間の就労下限時間としたうえで、一時預かり等の保育サービス充実を検討していきます。そういった方向性で48時間という時間を定めたところでございます。

別紙資料1の4ページに戻ります。あと、変わったところでございますが、災害復旧、休職活動中につきましては、「起業準備を含む」を追加いたしました。それから、虐待やDVのおそれがあることにつきましては、いままでそういった規定がございましたので今回の中にこれも盛り込むということで、こちらの基準で保育の必要性の事由を規定していきたいと考えております。私のほうからは以上でございます。

柴崎部会長

はい、ありがとうございました。只今説明のありました保育の必要性の認定に関する基準につきまして、ご理解いただけましたでしょうか。

今回の案件につきましては、保育所・幼稚園などへの入所手続きに関する内容となっております。従いまして、やはり実際、利用していらっしゃる方からのご意見もお聞きしたいというふうに思っております。この件につきまして、ご質問等ありましたらどうぞ。

荻原子ども・子育て支援課長

一点、説明が不足しておりましたので追加で説明させていただきます。資料1の中ほどの表の教育標準時間、また保育標準時間、保育短時間でございますけれども、1日8時間までの開所の時間を保育短時間ということで、一番下のところに説明がございます。保育標準時間につきましては1日11時間までの開所時間ということで規定しております。付け加えて説明させていただきます。

柴崎部会長

どうしても月というと分かりにくいのですが、いまのように具体的に説明していただくとイメージが湧くと思います。まず、ご質問等ありましたらどうぞ。手続きも具体的に書いてありましたので、いかがでしょうか。

中台特別部会員

保育の必要性の認定についての申請方法なんですけれども、私立幼稚園が独自に行っている4年保育については、どのような手続き方法になるのか教えていただきたいのですけれども…。

柴崎部会長

4年保育というのは、まず3歳児、そして4歳、5歳、6歳ということで、4年間という意味ですか。

中台特別部会員

満3歳ではなく、2歳のうちから入れる、年少より前から入れるものを4年保育としてある幼稚園が増えているんですけれども、その場合、ここには入っていないので…。

鳥山子ども家庭課長

幼稚園の場合は満3歳になられてから、新制度の手続きをとっていただく、ということになります。それ以前のなられていないお子さんについては、幼稚園の申請はできないということになります。

中台特別部会員

その場合は、認定はされないということですか。

鳥山子ども家庭課長

幼稚園で届出をすることはできません。ただ、保育園などの3号認定については、当然できます。ただ、幼稚園で申し込む場合は、満3歳にならないと新制度での申込みはできないということです。新制度上での4年保育がどうなるかについては、まだ国のほうから明確に出ていませんので、それはまた、分り次第ご案内させていただきたいと思います。

古庄意見表明者

いまのご質問は、幼稚園で満3歳、それ以前の2歳のお子さんで預かっている幼稚園があるということです。区としてもそれを推進する事業をやられているんじゃないですか。それが新制度に移行しても、継続されるのか、認定の問題というのはちょっと難しいところもあるかとは思いますが、そういう事業が、いままで続いているものが継続されるのか、その辺のご質問ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

その点につきましては、検討させていただきたいと思います。まだ、国のほうも示していませんので、それを加味しながら、区としてどうしていくかを検討とする、ということをお願いします。

古庄意見表明者

検討されるというのが結構あるんですけれども、検討するというのは、いつ答えが出るんでしょうね。まあ、それは国のほうとして何か出るものかどうか私も分りませんが、区が独自に今までやってきたものに対しては、区がお答えすべき、国がどう見てということではないと思うんですね。

いま継続的にやられている方がいらっしゃる。で、そういうことがあるということで、次年度、幼稚園の入園を考える方もいらっしゃる。もうそういう時期に来ておりますので、その辺は早めにお答

えをいただかないと問題がおきるんじゃないかなと思います。

鳥山子ども家庭課長

幼稚園の入園のスケジュールについては、この会議の中でも古庄先生のほうからお話しいただいておりますので、その点についても考慮しながら、区としての判断を示していきたいと思います。

柴崎部会長

ほかにご意見はありますか。

三浦特別部会員

虐待やDVのおそれがあること、というのが書かれたことが大変うれしく思うんですけども、虐待というのは、すごくされている人と、少し叩いたり怒鳴ったりが普通の家庭よりも激しくて、という家庭とがあると思うんですけども、どこらへんから大丈夫なのかと、あとDVの恐れなんですけれども、逃げる準備をしている段階から受け入れていただけるのか、DVが起きているけれども逃げることができず、疲れている人に対して受け入れていただけるのか、その規定のほうがあったら教えてください。

三橋部会員（子ども家庭部長）

基本的には虐待とか、DVの場合というのは、保育園だけで救済できるというものではないので、その辺について関係機関と連携しながらの対応になると思います。その中で例えば、保育園に入れることが児童虐待とか、DVから逃げるといったところに効果があるという判断が出てくると思います。ただし、細かい基準がなかなかいま決まっていけないものですから、あくまで保育だけではなくて、関係機関との連携の中でそういった調整が出てくるものと、今のところは考えています。

川下意見表明者

私が出した質問で、2枚目の一番上の保育標準時間から保育短時間への変更について、その逆の場合も含めてということですが、月48時間を超えた就労については回答をいただいています。月の時間と1日8時間を超えた場合、こちらでは延長保育扱いになりますよ、という回答をいただいているんですが、例えばこれが恒常的に月の勤務時間自体は長くはないが、1日で8時間を超える日が恒常的に何日かあるというような場合は月の総体的な時間は短くても標準時間の認定が選べるという理解でよろしいでしょうか。

荻原子ども・子育て支援課長

保育標準時間の場合は、就労時間の下限が週30時間、それから月120時間という設定となっておりますので、月でいうところの120時間が保育の目安となりますので、そのところでクリアしていれば保育標準時間のほうに変えることはできると考えております。

川下意見表明者

ということは、最低週に30時間以上の労働をしていない場合は、1日が8時間を超えても保育標準時間の認定は得られずに、延長保育という形で扱いをするという整理の仕方になるのでしょうか。

荻原子ども・子育て支援課長

月120時間が目安ですので、そのところが適用できない場合については、補助的に8時間以上の保育が必要と、そういった判断ができないということになると思います。

川下意見表明者

1日8時間までというその捉え方で、例えば10時間ずつの2日働いています、という週に20時間にしかならないですね。例えば、9時間でもいいですけども、3日9時間働いています、となると27時間、その場合は標準時間ということではなくて、1時間の延長保育をやる保育短時間の2号認定ということになる。つまり1時間分については保護者が別に負担金を出して保育をするという形になる、という理解でよろしいんですね。

荻原子ども・子育て支援課長

繰り返しになりますけれども、恒常的に保育標準時間の就労時間が必要だという方については、保育標準時間のほうに移ってもらうということになりますし、そうでない方については、もし時間が漏れた場合については延長料金が発生する、というように考えております。

川下意見表明者

ごめんなさい。しつこいようですが、週 30 時間を超えない場合は保育標準時間の認定はできない、という整理の仕方ではよろしいでしょうか。

荻原子ども・子育て支援課長

基本的にはそういうことだと判断しています。

川下意見表明者

まだ、後の話になると思うんですけれども、いま実際に保育所の申込みをする時に指数で各家庭に点数をつけて入所の優先度を決めていると思うんですけれども、新しい制度についても同じような考え方でいいということになるのでしょうか。つまり、基本的に就労時間が長い方がどちらかといういまの状況では優先になっているのかな、と思うんですが、そうすると当然、保育標準時間の方が優先的に入ってきて、そのあとに保育短時間の方が入るというようなことでよろしいでしょうか。そのあと、指数表みたいなものというのは、どの時点で利用者の方々に公開するのか、お知らせをするというようなスケジュールになるのでしょうか。

荻原子ども・子育て支援課長

指数につきましては、新しい制度になっても基本的には同じような考え方でお示しをしたいと考えておりますけれども、ただ若干、新制度になった時に変更するところがあるということで、いまその検討をしているところでございます。毎年、入園案内を皆様にお示しをしておりますので、その中で新しい指数表についても示していきたいというふうに考えております。

川下意見表明者

ということは、スケジュール的には毎年 11 月の中頃には保護者の方に申請書をお配りしているということなんですけれども、それまでには明らかになる、例えばその、いま明らかに、ということの検討というのは、この会議等にこういう形で考えています、というような、事前にお示しはいただける、という理解でよろしいでしょうか。

荻原子ども・子育て支援課長

その部分を含めまして、次回の部会で説明できるのが間に合えば、そちらのほうでお示ししたいと思います。

廣島特別部会員

いまのお話をお聞きして、入園の選考指数について今後、検討する余地があると伺いました。現在の保育園入園に関しては、正規勤務で保育時間も短時間ではなく長い時間の方が優先度が高い現状です。明年度から始まる新制度の中で多様な保育を望む利用者の声を大事にし、利用者が最善と思われる保育施設を提供する、まさに、「保育の住み分け」の捉え方が非常に大事じゃないかと思っているんです。認可保育園に入れる基準は高くなっており、短時間とか、生活の急変に伴い入園を希望するなどといった方々には不利な状況におかれています。このことについて多少なりとも検討する時期がきているのではないかとと思うんですが見解を伺いたいと思います。

荻原子ども・子育て支援課長

いまの委員のお考えもございまして、現状におきましては、どうしてもまだ保育施設の中で待機児童が増えているという状況もございまして、その中では保育の必要性の高い方から入所していただく、というようなところを基本にこれからも考えていく、ということになります。

広島特別部会員

それはやむを得ないと思いますが、そうしますと、認可保育園に入れる層というのが限られた層になってしまう現実があるということとはご理解いただいているということですが、このことについて、風穴をどう開けていくか今後の課題だと理解しております。

柴崎部会長

はい。ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

古庄意見表明者

だいぶ、幼稚園としてはですね、園児募集の時期が近づいてきておりまして、どうしても具体的に考えざるを得ない。この認可の流れですけれども、幼稚園は保育の認定を受ける必要があるのか、というのも、そもそもありますけれども、そういう制度だからそれは仕方ないのかも知れませんが、幼稚園のほうは、資料にあるように、幼稚園が直接申込みを受けて、それに対して内定を受けて、認定の申請をして、認定証をいただいて、それを保護者にお渡しして、その上で今度は契約ということですよ。これは時間的にはどういうふうにお考えなんですか。

荻原子ども・子育て支援課長

今回の新しい制度になっての一番大きなところは、認定する作業が入る、ということでございます。ただ先ほどもご説明しましたように、認定の申請と保育の施設の申込み、これは同時にできるということになりますので、いままでのスケジュールの中に認定の作業が入る、ということになりますので、その認定につきましては、申請後1ヵ月以内に認定証を発送する、ということになっておりますので、そのこのところのスケジュールが少し追加するということになると考えています。

古庄意見表明者

いまのお答えですと、私立幼稚園が入園希望の方をまとめて、区に申請をしてから1ヵ月認定証をもらうのにかかる、ということでしょうか。

荻原子ども・子育て支援課長

1ヵ月以内に認定証を発送するということになっております。

古庄意見表明者

保育の必要性があるわけではないのに、何かそんなに時間がかかる理由があるんですか。

荻原子ども・子育て支援課長

1ヵ月以内に発送する、ということでございますので、それは技術的に早く発送することができれば、早く発送する、ということになります。

古庄意見表明者

9月になりますと、私ども園児募集ということを保護者の方にお話ししなければいけませんし、いろんな資料を作っていきます。入園の手続きの流れもお示ししてやるんですが、いつどうなるかわからない、1ヵ月以内といわれましても、いつだかわからないのでは、もう計画の立てようがないし、お示しのしようがないんですが、そもそも幼稚園に入れるお子さんに保育の認定が必要ですか。

三橋部会員（子ども家庭部長）

あくまでも1号認定というものが要る、という意味合いと捉えていただいたほうがいいかと思います。これは大変申し訳ありませんが、国のほうがそういった仕組みを作りましたので、その手続きに則って、ということになりますので、特に今年度、来年4月に向けてのスケジュールはちょっと苦しいかと思いますが、幼稚園協会さんのスケジュールと合わせるように、やはり、次年度以降はしっかりと相談しないといけない、と思っておりますので、細かくある程度スケジュールが見えるような段階、あるいは今年度やってみて、どのくらいの事務量があって、どのくらいの期間掛かるか、それがちょっと見えてきますので、それを踏まえた上で、安定的なところを踏まえたスケジュール、

それも含めて、今年度ちょっといろいろ苦しい中でも工夫していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

古庄意見表明者

認定書というのは、個々に1枚1枚来るんですか。で、それをお配りするんですか。

鳥山子ども家庭課長

認定書につきましては、子どもに対して、それに保護者も記載されたり、それから有効期間などを記載したものをお示しする形になります。

古庄意見表明者

今度は幼稚園がそれぞれ保護者と契約するということですが、どんな契約書にするか、そういうひな型はございますか。

鳥山子ども家庭課長

いまのところ、政省令が出たばかりでございますので、記載事項、こういうものを盛り込みなさいというもののしか出ていませんので、いま書式をどうするかは区のほうで検討しているところでございます。

古庄意見表明者

日程が分からないとすごく困るんですけども、それはいつになったらはっきりとするんでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

この手続きにつきましては、すべての幼稚園が、というわけではございませんので、新制度に入る幼稚園のところについては、こういった手続きが必要になりますよ、ということになります。新制度上にのらない幼稚園、現行のまま来年度も、という幼稚園については、いままでどおりの手続き、それぞれの園で取っていただく、というように考えております。

古庄意見表明者

もちろん、私の園が、新しい制度にいくかどうか、まだ未定でございますけれども、でも、個人立の幼稚園は今期しかありませんので、そちらにどうしても移行しなければいけない、ということを考えると、そういう具体的なものが早く決まっていなくて本当に困るんだろうな、という思いがありますので質問させていただきます。この保育園と同じように先に保護者が申請をして、その上で幼稚園に入園の希望を出すという形にはできないんですか。

鳥山子ども家庭課長

先に申請をされる...？

古庄意見表明者

先に認定を取ってから....。

鳥山子ども家庭課長

いま考えておりますのは、たぶん実際に認定の作業が始まるのが、10月ぐらいからと思っております。そうしますと、幼稚園の申込み等も11月1日ぐらいから始まるかと思うんですけども、それを待っていますと、認定証の発行が間に合わない方が出てくるかもしれない、可能性はあるかと思えます。

古庄意見表明者

もちろん、1号認定で認定を取らなければいけないんですが、何を審査するのかと思うんですけども...。何か審査することがあるんですか。1号はすぐに認定が出せるように思うんですが...

鳥山子ども家庭課長

あまりないかとは思いますが、少なくとも認定証の中に記載しなければいけない事項というのが、

定められておりますので、その内容の確認はきちんとしなければいけないと思っておりますので、そういった内容を審査する時間というのは、頂戴したいと思っております。

金杉特別部会員

すいません。よろしいですか。9月から入園の計画が始まったり、説明をいたしますので、保護者の方にも保育の認定書を役所のほうに取りに行ってくださいとお話しをしていかなければいけないと思いますので、ぜひ役所でその認定書を持って、ご希望の幼稚園なり、こども園なり、保育所へ申込むようにしていただきたいと思います。それから新入園児の方はそれでよろしいんですけど、在園生の方と同じような手続きをしないといけないですね。そういう手続きの保護者に対する説明会は要望すれば、区から来て保護者の方へ説明はしていただけるんでしょうか。新しい制度について…。お願いします。

荻原子ども・子育て支援課長

説明会につきましては、ご要望があれば出向いてさせてもらいたいと考えております。

金杉特別部会員

先に認定証を10月半ばぐらいに発行していただいて、11月1日には幼稚園にそれを持って申込むというようにしていただかないと、遅くなれば今後、教員の採用試験等ができませんので、職員の採用に響いてくるんですね。だから早くしていただきたいと思います。

荻原子ども・子育て支援課長

認定証の申請の手続きと、それから保育施設の利用申込み手続きは、同時にすることを予定しておりますので、その認定証を持って各保育施設に申請するというような、そういった手続きは、いまのところする予定はございません。

金杉特別部会員

あともう1点よろしいでしょうか。足立区の子どもだけではなくて、他の区市町村からも子どもが来ているんですね。区内の子どもはもちろん、葛飾区とか、台東区からも来ていますし、草加市、八潮市等からも来ているんですけども、草加市、八潮市の教育委員会といま個別で話を進めようと思っているんですけども、定員を1回決めたら、足立区の子どもだけの定員じゃなくて、私立の幼稚園ですから、他の区の方が来ても大丈夫ですよ…。あの、こども園の…。

鳥山子ども家庭課長

はい。それは大丈夫です。

根本特別部会員

就労時間の下限が最低48時間ということはですね、現在の小規模保育室のような、例えば、週3日、1日4時間という保育が可能なのかどうか、認可保育所であっても…。また、小規模の短時間定期利用を残すのかどうか、というところをお聞きしたい。

荻原子ども・子育て支援課長

短時間就労が、今回、区のほうで規定しておりますのが48時間よりも少ない時間ということになりますと、これは今回の新制度の対象にはなくなるということになります。

根本特別部会員

48時間以下は対象にならないということになりますか。例えば、求職中の方はいままで対象になっていたと思うんですが、これからはもちろん、対象になるとおもいますが、それは48時間以上ということでしょうか。

荻原子ども・子育て支援課長

求職中につきましては、これは就労とはまた別の取り扱いになりますので、求職中であればそれは、要件に該当しますので、保育の必要性があるということで、保育施設を利用することはできます。

追加の説明ですけれども先ほどの別紙資料 1 の中の 4 ページのところ、太字のところの中ほどに(起業準備を含む)というところがございます。その上に求職活動中というふうに書いてございますが、このように保育の必要性の認定の基準の中で、求職活動中というのが明記されておりますので、これにつきましては求職活動中であれば、保育施設が利用できる、ということになります。

根本特別部会員

最初の質問なんですけれども、短時間定期利用というのが認可でもできるということと、あと小規模でも残すという方向でいいんでしょうか。

荻原子ども・子育て支援課長

48 時間を超えるのであれば、これは認可保育園であっても、また小規模保育施設であっても、それは同じように利用できることになります。

根本特別部会員

はい、わかりました。ありがとうございます。

柴崎部会長

はい。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。無いようでしたら先に進めさせていただきます。それでは次に、案件報告に移りたいと思います。報告事項(1)第 2 期あだち次世代育成支援行動計画及び子ども施策 3 ヶ年重点プロジェクトの実績報告につきまして、子ども家庭課長より説明をお願いいたします。

鳥山子ども家庭課長

はい。それでは資料 2 をご覧いただきたいと思います。件名・所管部課は記載のとおりでございます。「第 2 期あだち次世代育成支援行動計画」でございますけれども、22 年度から 26 年度までの 5 年計画でございます。今回ご報告いたしますのは 25 年度における各事業の目標達成状況の評価について、でございます。24・25・26 年度で後期ということで、3 ヶ年度になってございます。目標達成状況につきましては、(1)の表のとおり、主なものを抜粋をいたしました。全事業で 247 項目ございました。そのうち、A・B・C 判定をしておりますけれども、あまりできなかった、4 割程度未満というのが 5 項目ございました。その理由につきましては下のほうに記載させていただいております。例えば、公立保育園の発達支援児の一時預かりについては、預かる児童数が少なかった、ということで、目標に達しなかったものです。地域での青少年問題に対しての取り組みについては、荒天のため欠席者が多くて、目標値に達しなかった、というような理由で、5 項目ございました。

次のページでございますけれども、次に子ども施策 3 ヶ年重点プロジェクトの実績評価でございます。これにつきましては、いま申し上げました次世代育成支援行動計画を踏まえまして、特に重点的に推進する必要がある事業をピックアップいたしまして 23 年度から実施しているものでございます。第二次重点プロジェクトの計画期間に合わせるということで、子ども施策の重点プロジェクトについては 1 年延ばした形で実施をしているところでございます。目標達成状況については、この表のとおりでございます。あまり実施できなかったという項目については今回ございませんでした。詳細につきましては、別添の別紙資料 2 というところで付けさせていただきましたので、中をご覧いただければ、と思っております。今後の方針でございますけれども、100%の達成を目指してやっていきたいということと、それから来年度以降の考え方でございますけれども、基本的に来年度以降につきましては、新制度に基づいて、事業実施計画を作成してまいります。そこに移行する事業については、移行させていくという形になります。移行できなかったものにつきましては、それぞれの事業の計画を持っている中で進行管理をしていく。または、区民評価、行政評価をしてございますので、その中で実績評価をし、検証していく、というような流れを考えております。そういう形でできるだけ事業実施計画に反映できるものは反映していくというような考え方で進めてまいりたいと思っております。私

からは以上でございます。

柴崎部会長

はい。ありがとうございました。全部の報告事項が終わってから質疑に入りたいと思います。

次に、報告事項(2)につきまして、子ども・子育て支援課長より説明をお願いいたします

荻原子ども・子育て支援課長

資料3をご覧ください。平成26年度の保育所入所待機児童の状況について、でございます。26年度の待機児童につきましては、一番上の表の右下のところにございますように、330名ということで、前年度の294名から36名の増ということになっております。3番の待機児童数及び保育定員数の推移でございますけれども、前年度に比べて348人の増を図ったところでございますが、残念ながら待機児童は増えたという結果になっております。1枚めくっていただきまして、2番の待機児童の年齢別・申請事由別内訳が記載してございます。こちらをご覧くださいますと、就労中(パート)、求職中、この2つが、待機児童の中で一番大きく占めているところでございまして、全体の4分の3を占めているという状況になっております。続いて、その次のページにございますブロック別待機状況でございますが、一番多いところは、1ブロックの千住地域ということになります。また、この表の右のところで認証保育所等空き、それから家庭福祉員空きという項目がございますけれども、認証保育所等空きにつきましては、前年度220名あったものが、143名ということになっておりますので、年度当初から認証保育所のほうに入所していただく方が非常に増えているというような状況が分かります。

橋本子ども・子育て施設課長

資料4をお開けください。件名、六町・保塚地域における民設民営認可保育所開設・運営事業者の決定について、でございます。所管部課は記載のとおりでございます。この5月23日に足立区子ども施設指定管理者等選定審査会を開催いたしまして、27年4月に開設・運営する事業者を審査・決定したものでございます。提案の事業者は3事業者ございましたが、最終の第二次審査プレゼンテーションに参加したものは2事業者でございました。決定事業者は、株式会社アルファコーポレーション、所在地は記載のとおりでございます。株式会社アルファコーポレーションでございますが、この4月から千住大橋前の商業施設でクレーナーサリー千住大橋を開設した事業者でございます。施設の内容でございますが、認可保育所を定員85名で計画したものでございます。平成27年の4月開設予定でございます。次ページの別紙におきまして、2社のそれぞれの点数、全てにおいて、株式会社アルファコーポレーションが上回っている状況となっております。以上でございます。

柴崎部会長

はい。続いて、報告事項(4)、(5)につきましても、子ども・子育て支援課長から説明をお願いいたします。

荻原子ども・子育て支援課長

資料5をお開けください。梅田地域における認可保育所開設・運営事業者の決定について、でございます。募集事業者が東武鉄道株式会社、事業者の決定日が平成26年6月12日ということで、場所につきましては、東武伊勢崎線梅島駅西新井駅間の高架下でございます。こちらのほうは、事業者名、株式会社チャイルドステージということで、定員85名で来年の4月開設予定で、これから工事に入る予定でございます。

続きまして、資料6をご覧ください。UR花畑団地リニューアルに伴う私立認可保育園の新設及び区立花畑保育園の民営化について、でございます。区立花畑保育園の園舎は昭和41年建築でございまして、非常に老朽化も進んでいるところでございます。今回、UR花畑団地のリニューアルにおきまして発生する用地を活用しまして改築をUR都市機構と協議してまいりましたが、今回、改築用地が確保できる見込みとなったため、民営化を伴う民設民営認可園を新しい場所に新設する、ということ

を進めてまいります。開設場所につきましては、次の裏のページをご覧くださいと思います。現在、ちょうど真ん中のところありますけれども E2 というところが、区立花畑保育園がある地域でございますが、これを右下の 1-2 の地区に花畑保育園を移設するというものでございます。また表のページに戻っていただきまして、私立認可保育園の公募及び区立保育園の民営化ということで、26 年 10 月に U R 都市機構が保育事業者を公募いたしまして、私立認可保育園を設置いたします。その設置した後に現花畑保育園は引継ぎ後に廃園するということになります。新設保育園の定員でございますけれども、花畑地区の保育需要が高まっていることから、現 140 名定員を 30 名増ということで、170 名定員で計画しております。スケジュールは 10 月に U R 都市機構により保育事業者を公募して、1 月に保育事業者を決定する予定でございます。来年の 4 月から花畑保育園で引継ぎを開始して、28 年 4 月から新設園にて保育開始の予定でございます。以上でございます。

柴崎部会長

はい。続いて、報告事項(6)につきまして、住区推進課長から説明をお願いいたします。

倉本住区推進課長

資料 7 をご覧ください。平成 26 年度の学童保育室待機児童の状況について、ご説明いたします。待機児童の解消につきましては、住区推進課といたしまして、人口増加地域に対しまして増設等、また定員の見直し等を図りまして、解消に努めてきたところでございます。1 番の表は直近の学童保育の入室申請の状況推移でございます。2 番の表の待機児童の状況推移の一番下の欄をご覧ください。26 年度の総定員数は 4,210 名でございます、入室児童数は 3,851 名でございます。全区といたしましては、定員数につきましては余裕がありますが、特定の人気のある学童保育室、そして人口増加地域における学童保育につきましては、やはり待機児童が出てしまう状況で、現在 36 名の方が待機ということでございます。ただ、この 36 名の方にはきめ細かく最寄りの学童保育室であるとか、児童館特定利用をお勧めしておりますけれども、やはりご自分が希望されている学童保育室に入りたいということで自宅内待機をされております。裏面につきまして、各地域ごとの待機状況でございます。私からは以上でございます。

柴崎部会長

はい。ありがとうございます。以上の報告事項の(1)から(6)に関しましてご質問等ありましたらお願いいたします。

川下意見表明者

資料 4 のところですね。民設民営事業者の決定のところなんです、例えば別紙のほうで 3,080 点満点中の何点ということで、このアルファコーポレーションに決まったと書いてあるんですが、例えばこの評価の中で、最低何点はなければいけないとか、項目でここは何点なければいけない、というような基準というのはあるんでしょうか。単純に 2 つのうちの高いほうということで選ばれているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

橋本子ども・子育て施設課長

単に点数の優劣だけではございまして、ここでは 6 割を最低基準とさせていただきました。いずれも 6 割をクリアということなんです、その上で採点の優劣でこのような結果になったものでございます。

柴崎部会長

はい。ありがとうございます。他にご質問はありますか。

古庄意見表明者

資料 7 のところですが、1 番、2 番とありまして、2 番の待機児童の状況推移、この表で児童館特例とありますが、この特例というのは何ですか。

倉本住区推進課長

児童館特例と申しますのは、学校から帰りまして、家に帰らずに直接、児童館のほうにいらっしゃる形でございます。児童館は学校から出てご自分の家にランドセルを置いて遊びに来るといった形なんですけど、直接、児童館のほうにいらっしゃるといった形になります。

古庄意見表明者

あの、よく分からないんですけども学童に行く方は皆さん、学校から直接行くんじゃないですか。

倉本住区推進課長

学童保育はそうなんですけれども、児童館特例と申しますのは、児童館に直接向かう形です。児童館利用は一度学校から出まして、ご自分の家に帰られて、それから遊びに行くのが一般の児童館利用ですが、それが直接、家に行かずに学校から直接、児童館のほうに来ることが児童館特例と申します。

古庄意見表明者

よく分からないですね。学童保育室の待機児のお話ですよ...。

井元部会員（地域のちから推進部長）

児童館特例というのは、学童保育の補完といいますか、学童保育の代わりに児童館を使うという取り組みでございまして、本来であれば、児童館は一旦、家に帰って遊びに行く場所なんですけれども、学童保育のように児童館に帰り、児童館で時間を過ごしていただく。だから、学童保育のような扱いをするという、そういう意味でございます。

古庄意見表明者

学童が足りないから、児童館で学童の替わりをしているということですか。

井元部会員（地域のちから推進部長）

はい。足りないわけではないんですが、待機児が出てしまうものですから、待機になるのであれば児童館を学童の替わりに使ってみたらどうですかと、そういうことで対応させていただいている、ということでございます。

倉本住区推進課長

補足ですが、児童館特例と申しますのは、児童館の利用時間帯を学童保育室のように使っていたのですが、あくまで児童館と申しますのは、開館時間中は出入り自由で、お子さんが遊んだら自由に帰ります。この児童館特例につきましては、そのお子さんについて出欠の確認ですね、今日何人が来ていらっしゃる、帰る時間、そういうものを指導者の方が把握しているものでございます。ですから、いま部長が申し上げましたように、学童保育に準じた取り扱いということでございます。利用料につきましては、児童館のほうは無料でございます。

柴崎部会長

よろしいでしょうか。

古庄意見表明者

児童館特例でも枠があって、待機児がいるということですか。

倉本住区推進課長

児童館特例につきましては、定員等は設けてございません。

井元部会員（地域のちから推進部長）

待機児童ですが、その児童館特例も断って待機をしている方を待機児童といいます。

古庄意見表明者

児童館特例にも枠があって、それにも漏れてる方がいらっしゃるといったことですか。

井元部会員（地域のちから推進部長）

児童館特例は定員がございませんので、待機されている方へ、児童館でそういう取り組みをやって

ますよ、とこちらからお知らせをするんです。なるべく児童館に行っていただく、ということをやっています。

三浦特別部会員

いま学童保育に入れない方がいて、特例をお勧めしても、特例は行かないで学童保育をお待ちします、という方がここ(待機児童数)ということですよ。

倉本住区推進課長

36人の方はそうです。

三浦特別部会員

いまは習い事をしている方とかもすごく多くて、学童保育には入りたくないというか、週2日とか3日、1日だけ学童保育に行きたいけれども、他はお稽古事をしてますという方がすごく多くて、そういう方たちは特例をすごく喜ばれて使われているんですね。なので、両方あるということはすごくいま足立区にとっていい状況にあるかな、というのが現状です。

柴崎部会長

ありがとうございます。とても分かりやすいです。

廣島特別部会員

資料の2ですが、公立保育園の発達支援児の一時預かりについては、あまり実施できなかったということですが、現在、発達支援児は増加傾向にある中、ここにあるC評価ということについて、これは単にやっていますということで、積極的に取り組みがされなかったという評価でしょうか。そのことについてお聞きしたいと思います。それと、公立保育園における発達支援児の支援について、一時預かりも当然ですが、公立保育園の人材の豊富さから通常保育でも発達支援児の受け入れ枠を増やすなどして支援をしていくことができないかということです。実は、先ほど「保育の住み分け」と申しましたが、その様な趣旨を含んで発言をさせていただきました。

橋本子ども・子育て施設課長

C評価の理由として預かり児童数が少なかったということなんですけれども、すいませんが、これ以上の資料が手元にございませんで、後日改めて確認させていただきます。

廣島特別部会員

私も長く保育に携わっており、最近の傾向について深刻、重大に受け止めております。ぜひ丁寧な取り組みをよろしくお願いいたします。

柴崎部会長

はい。ありがとうございました。他にご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。特に無ければ、これにて質疑応答を終了させていただきます。貴重なご意見等ありがとうございました。

これまでなかなか皆さん方、委員のご意見が少なく心配しておりましたけれども、今日はいろんな立場からご意見をたくさんいただくことができてちょっとほっとしております。この制度は来年から始まるわけなんですけれども、その対応への疑問、発表も遅れていまして、それに合わせて、また行政のほうでも対応するのが大変だと思います。いろいろ早めに知りたいということも重々分かるんですけれども、たぶん対応のほうも苦しいのだろうなということも分かります。そういった意味ではお互いを理解し合いながら、本当に大事なのは保護者の方々があまり混乱なく、なんとかうまくいくということが1年目の大事な作業になると思いますので、その辺を皆さんと協力しながら進めていければと思います。今日は熱心なご協議をありがとうございました。それでは、これもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

鳥山子ども家庭課長

はい。皆様ありがとうございました。次回の専門部会でございますけれども、9月の上旬をいま考

えてございます。内容につきましては、新制度における事業の実施計画の案を皆様のほうにお示しをして、ご意見を頂戴できればと考えておりまして、日程につきましては場所等確定次第ご案内をさせていただきますので、現在のところ9月の1日から9日までの間で開催をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、本日の会議録につきましては、後日委員の皆様方に送付させていただきます。内容等をご確認いただき、誤り等がございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。最後になりますけれども、お車でお越しの方につきましては駐車券を用意しておりますので、出口で事務局職員にお声をかけて下さい。本日はどうもありがとうございました。